

第 3 0 号議案

加東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

加東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 8 年加東市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 前		改 正 後		
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）		
区分	報酬の額	区分	報酬の額	
学校医	年額 2 2 0 , 0 0 0 円 + 4 8 4 円 × 児童生徒数	学校医	1 校当たり 1 人の場合	年額 2 2 3 , 0 0 0 円 + 4 8 9 円 × 児童生徒数
学校歯科医	年額 1 7 4 , 0 0 0 円 + 4 8 4 円 × 児童生徒数		1 校当たり 2	年額 2 2 3 , 0 0 0 円 + 4 8 9
〔略〕	〔略〕			

備考　〔略〕		人以上の場合	円×児童生徒数× 7 / 1 0
	学校歯科医	1 校当たり 1 人の場合	年額　 1 7 6， 0 0 0 円+ 4 8 9 円×児童生徒数
		1 校当たり 2 人以上の場合	年額　 1 7 6， 0 0 0 円+ 4 8 9 円×児童生徒数× 7 / 1 0
		〔略〕	〔略〕
	備考　〔略〕		

備考　表中の〔 〕の記載は注記である。

附　則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 30 号議案 要旨

加東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

加東市立小学校、中学校、義務教育学校及びこども園の学校医及び学校歯科医の報酬の額を兵庫県立学校医等の報酬の額と同水準とし、医師を 1 校に 2 人以上配置する際の報酬額を追加する。

2 改正内容

学校医及び学校歯科医の報酬の額を改めること。（別表関係）

3 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日